

経緯

- 昭和 26 年 専ら乳幼児及び病弱者の必需品として考えられる乳製品のみを対象とした乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）を制定し、容器包装についても規定した。
- 昭和 54 年 乳等省令を改正し、乳及び乳製品の容器包装のうち、当時大臣承認され、一般的であった容器包装について、乳等省令に規格基準を策定した。
この改正で、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、部分脱脂乳、脱脂乳、加工乳及びクリーム（1群）の規格と乳酸菌飲料、乳飲料、発酵乳（2群）の容器包装の規格が定められ、内容物に直接接触する部分にポリエチレン等を用いたものについて、添加剤の原則使用禁止を規定した。
- 平成 2 年 業界から要望を受け、乳等省令を改正し、容器包装の範囲を拡大し、2群の合成樹脂を用いた容器包装の規定から添加剤規定を削除した。なお、1群の添加剤については要望がなく、改正しなかった。
- 平成 21 年 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会において、乳等省令の器具、容器包装の規格基準について食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）への移行を審議し、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳については、「乳幼児及び病弱者の食品」であるとの考えのもと、告示に上乘せして乳等省令で規定している規制を残すこととされた。一方、クリーム、乳酸菌飲料、乳飲料及び発酵乳については一般的な食品と見なされ、乳等省令で上乘せしている規制を廃止する方向で検討された。
- 平成 24 年 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（以下

「部会」という。)において、ポジティブリスト(以下「PL」という。)制度の導入時期を待って、乳等省令の器具・容器包装の規格基準全体を告示に統合する方向性について了承された。

その後、「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」、「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」及び「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」を設置し、PL制度導入に向けての検討を行い、これまで、規格基準に加え、業界の自主規制による安全性確保への貢献により、大きな健康被害が生じた事例は発生していないとした上で、国際整合性の観点、更なる安全性の確保・向上を図るための課題の整理等を行った。

令和2年
6月 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)が施行され、政令で定める材質を合成樹脂とし、原材料として安全性が認められた物質(基ポリマー・添加剤等)のみ使用可能とする食品用器具・容器包装のPL制度が導入された。施行前の使用実態等を踏まえて規定したPLにおいては、各基ポリマーを7つの合成樹脂区分に分類した上で、添加剤等については、合成樹脂区分ごとの使用可否と使用量の上限値を定めている。

令和2年
10月 一般社団法人 日本乳業協会及び一般社団法人 日本乳容器・機器協会より、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム(以下「牛乳等」という。)の容器包装に用いる合成樹脂に使用する添加剤についての要望を受けた。

* 要望の概要

- ・添加剤の制限により、例えば乳飲料の容器包装等で使用されているワンステップ型口栓(内蓋のないタイプのキャップ付き注ぎ口)が使用できない。改正された際は、用途に合った添加剤の使用により、求める合成樹脂が設計できるようになる。
- ・改正された際に使用する添加剤については、乳飲料等の容器包装等で長年使用されている汎用性の高い添加剤を想定

し、自主基準として明確化することとしている。

・なお、添加剤を使用することにより、牛乳等の容器包装の品質が高まり、例えば、ワンステップ型口栓付きの容器包装は注ぎ口に手指が触れず、より衛生的に取り扱えることとなる。

令和2年 乳等省令及び告示の改正により、乳等省令で規定されていた器具・容器包装の規格基準を告示の用途別規格に移行し、全ての食品の器具・容器包装の規定を告示に統合した。

令和3年 諮問内容について、部会で審議され、牛乳等に用いられる容器包装のうち、内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に関して、添加剤を使用してはならない規定を削除することについて了承された。